

告 示

埼玉県告示第九百七十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

国道二百九十八号 戸田市美女木東一丁目地先

四 作業期間

平成三十年六月二十六日から平成三十年八月三十日まで